

パブリック・ファイナンスの今後の方向性（概要）

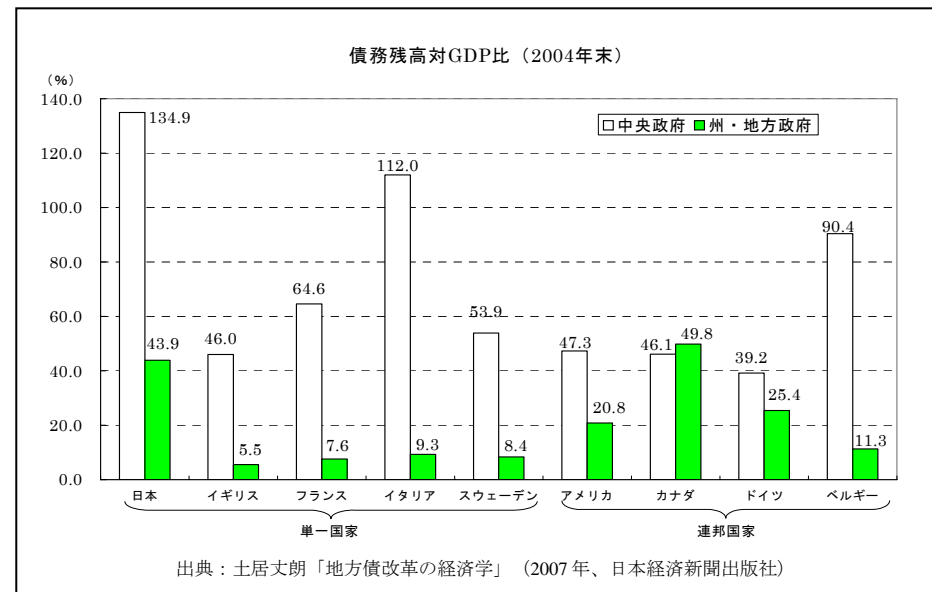
－自治体の外部資金調達のあるり方に関する提言－

平成 20 年 2 月

金融調査研究会第 2 研究グループ

はじめに

- わが国の地方自治体の借入金は地方債を中心に累増し、現在、約 200 兆円
- これを欧米主要国と GDP 比の形で比較すると、地方自治体の債務残高比率は、連邦制を採用していない国のなかでは最も高く、財政改革が急がれる状況
- 地方分権を進めていく上では、地方自治体の財政基盤の強化が不可欠



2. パブリック・ファイナンスの今後の方向性

提言 1：自治体の財政規律の確立

- ①財政破綻が生じた場合の政府による自治体救済ルール的事前的な確立、②地方債発行ルールの整備、③自治体の会計制度の整備と財務内容の開示の充実

提言 2：自治体に求められる対応

- ①パブリック・ファイナンスを財政としてだけでなく「金融」と捉えること、②効率的な自治体経営を行うこと、③実効的な監査体制を整備すること

提言 3：国に求められる対応

- ①自治体の財務健全性のモニタリング、②自治体の財務の監査状況のモニタリング

提言 4：自治体の規模に応じた制度設計

小規模な自治体の資金調達に係る制度設計について特段の配慮が必要

提言 5：国の関与が残る行政事務の財源のあり方

原則は国庫支出金。地方債の発行を伴う場合には、財政融資資金による引受けか、あるいは、民間引受地方債への政府保証付保など地方債市場のメカニズムを活かした方策を検討

1. 自治体のファイナンスと制度改革

(1) パブリック・ファイナンスの現状

- 2007年度の地方歳入総額に占める地方債発行額（地方債依存度）は 11.6%
- 地方債計画の引受け資金をみると、近年は公的資金が縮減し民間等資金が増加
- 公営企業金融公庫の廃止と地方公営企業等金融機構の設立（2008年10月）

(2) パブリック・ファイナンスに係る制度改革の動き

- 地方分権に係る制度改革は、国から地方へ権限を委譲し、自立を求める方向性
- 地方債については、①許可制から協議制への移行、②公募地方債に係る統一条件交渉方式から個別条件交渉方式への移行、を実施
- 「地方財政健全化法」により、財政指標の整備と議会への開示を徹底し、自己規律による財政健全化を推進
- わかりやすい財務情報開示を行うため、公会計制度を整備

3. 金融機関のサポート

指定金融機関をはじめとする民間金融機関が、自治体の効率的な経営や財産管理をより広くサポートしていくことが有用

(1) 自治体の資金調達面のサポート

- 市場型間接金融の形態であるシンジケート・ローンなど複数の民間金融機関が参加する形での資金提供の拡大
- 地方債の金利リスク等の管理を強める観点から、デリバティブ取引を含めた新しい金融サービスニーズへの対応
- 自治体向け貸出債権の売買の仲介 等

(2) 自治体経営のサポート

- 自治体の事業に係る効率的な資金調達のためのプロジェクトファイナンス活用等の提案
- 公有財産の管理やその補修等の時期にあわせた中長期的な資金調達計画策定等のサポート
- 普通財産・行政財産に係る信託活用の提案